こ成母第 2408 号
令和７年 12 月 16 日

各　　公 募 団 体　　殿

こども家庭庁成育局長
（ 公 印 省 略 ）

１か月児及び５歳児健康診査に係る健診医研修事業の実施について

母子保健医療対策総合支援事業については、別紙「１か月児及び５歳児健康診査に係る健診医研修事業実施要綱」（以下「通知」という。）により行うこととされ、令和６年 12 月 17 日から適用することとされたので通知する。

（別紙）

１か月児及び５歳児健康診査に係る健診医研修事業実施要綱

第１　目的

次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的施策として、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、１か月児及び５歳児健康診査に係る健診医への研修に対し補助を行い、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

第２　実施主体

本事業の実施主体は、別に定める１か月児及び５歳児健康診査に係る健診医研修事業企画評価委員会による審査等を受け、採択された団体とする。

なお、本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の一部を委託することができる。

第３　事業内容

１　研修日程等

研修の開催日、時間帯等については、実施主体である研修実施者（以下「研修実施者」という。）が、受講のしやすさや研修内容などの特性に応じ、オンラインや現地での開催などの開催方法を工夫し、効果的な研修となるよう適宜配慮して設定すること。

また、現地で開催する場合は医師が不足している地方などの状況等も考慮して、開催すること。

２　研修対象者

「１か月児」や「５歳児」の乳幼児健診を行う医師を対象とする。

なお、研修に医師が含まれていれば、本事業の研修の対象として差し支えない。

３　講師

講師については、略歴、実務経験等に照らして選定し、研修内容を適切に実施するための必要な体制を確保すること。

４　研修内容

研修内容は、「１か月児」や「５歳児」の乳幼児健診の実施に必要な医師の診察手技等の専門性の高い研修を行う。

また、研修内容については、別に示す１か月児及び５歳児の健康診査の問診票及び健康診査票並びにこども家庭科学研究班により作成された健康診査マニュアルに即したものとすること。

５　留意事項

（１）研修受講者の旅費及び宿泊費については、研修受講者が負担するものとする。

（２）研修の開催にあたっては、こども家庭庁、都道府県や関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。

（３）研修の受講申し込みにあたっては、必要以上に対象者を制限しないこと。

（４）研修実施者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

（５）研修実施者は、研修受講者が演習及び実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

第４　経費の補助

国は、上記第３に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。